

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

1 小清水町農業の概況

小清水町は、北海道の東北端、オホーツク総合振興局管内の東北部に位置し、東は斜里町、清里町に、西は濤沸湖、浦士別川を境に網走市、大空町東藻琴、南は藻琴山から野上峠を境に釧路総合振興局管内弟子屈町に接し、北はオホーツク海に面している。

東西 18.3 km、南北 30.4 km、総面積 287.04 km²の小清水町域を有し、そのうち 55%が森林、原野で占められ、農用地が 37%、その他 8%という土地利用状況である。

気候は、年平均気温 6℃程度、年間降水量は 800～900 mm程度であり、5月～9月の農耕期間における日照時間は 800 時間前後である。土壌条件は、低台地（平野部）は、沖積土と泥炭地帯で、高台地は、火山灰土地帯に大別できる。

小清水町における農業は、明治の後半頃から本格的な開拓、入植が始まる、厳しい自然条件の中で幾多の苦難を乗り越え、積雪寒冷地帯における近代的な農業へと発展を遂げてきたところであり、広大な農地や丘陵地を生かし、機械化された大規模な畑作、酪農を中心に生産性の高い農業が展開されている。

2 小清水町農業の現状と課題

小清水町の農業は、先に述べた自然条件から、てん菜、馬鈴しょ、小麦を基幹作物とする寒冷地農業が確立され、畑作専業経営及び畑作に畜産を取り入れた複合経営、乳牛を中心とする酪農専業経営を主な経営形態として発展してきたところである。

小清水町の農家 1 戸当たりの経営耕地面積（平成 21 年）は、30.9ha と、全道の 22.3ha と比較しても、広大であり、専門的な農業経営を主体とした大規模経営による低コストで生産性の高い農業が営まれている。しかしながら、農家戸数は年々減少しており、平成 22 年では 358 戸と、5 年前に比べ 34 戸（8.7%）減少しており、農業従事者の高齢化などにより、今後も農家戸数の減少が見込まれる上、耕作放棄地の出現も懸念される。

また、WTO 体制下、日豪経済連携協定（EPA）交渉、環太平洋パートナーシップ協定（TPP）への動きなど国際環境の急激な変化や、「食料自給率の向上」への貢献、消費者と生産者の信頼関係を基本とした「食」の構築や、環境との調和等を考慮しながら、持続可能な農業者が将来に向けて夢と希望をもって取り組める農業の確立が求められる中、平成 22 年 3 月 20 日に閣議決定された新たな「食料・農業・農村基本計画」のもと、平成 23 年度から農業者戸別所得補償制度が導入され、「農業・農村の 6 次産業化」が重点項目として位置づけられた。

これらの課題に対応して、北海道が策定した「北海道農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」や、小清水町の「農業振興計画」などに即した各種の施策を展開し、効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保するとともに、これら農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立することが重要である。

○主な課題

1) 多様な担い手の育成と確保

農業従事者の高齢化などにより後継者の不足が懸念されるとともに、平成23年度からの戸別所得補償制度への移行に伴い、経営規模の拡大を図る担い手が増加することが想定されることから、多様な担い手の早急な育成と確保が求められる。

2) 農業基盤の整備

農業の生産基盤である農地の改良・保全を促進するとともに、意欲ある担い手に対して、円滑な農地の利用集積を図る必要がある。

3) 農業経営の安定化・多角化

- ・ 農業経営において生産収量の大幅な増加が見込めず、肥料、農薬、燃料等の経費が上昇、また、農家労働力が不足する中、低コスト・省力化技術の導入や経営の複合化・多角化など地域の創意と工夫を活かした取り組みを推進し、経営のリスク分散を図る取り組みが必要である。
- ・ 生産者は、農協へ出荷した以降（最終消費者まで）をも意識して生産に取り組むことが必要である。すなわち、市場の評価・動きを感じ取りながら経営することが、一層の安定化を実現する。
- ・ また、多様な経営体を支えるコントラクターなど経営支援システムの充実が必要である。

4) 環境と調和した農業の推進

「小清水ブランド」推進のため、一層のPR効果が期待できる「ゆう水」の詳細分析を進めるとともに、耕種農家と畜産農家が連携した循環型農業の確立が必要である。

5) 健康な土づくりの推進

永年にわたる営農活動により、硝酸性窒素の蓄積や土壌病害虫の増加が顕著となっていることから、適量施肥や適切な輪作体系の維持などにより、土づくりの励行を再度実践することが重要であり、自然による土壌浄化機能にも限界があることを関係者共通の認識とする必要がある。

6) 農村環境の整備

農村を活動の場としての視点でとらえ、過疎化・高齢化に対応した定住環境の整備を進める一方、家畜糞尿処理施設の整備など、恵まれた自然環境を生かした、うるおいのある農村景観の形成を図っていく必要がある。

3 農業経営基盤の強化の促進に関する取り組み

北海道の農業においては、恵まれた自然環境のもとで安全、良質な農産物を国民に安定的に供給する期待が高まっている。小清水町の農業においても、その一翼を担い、将来にわたって持続可能な農業・農村を築きあげていかなければならない。

このため、効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立することが重要であるから、将来（概ね10年後）の育成すべき農業経営の目標を明らかにするとともに、農業者自ら作成した計画に基づき、経営改善に取り組んでいく認定農業者制度や経営管理能力及び対外信用力の向上等が期待できる農業経営の法人化を推進するとともに、これらの経営体が、経営規模の拡大や高収益作物の導入のほか、クリーン農業・有機農業への取り組みや経営の多角化など、自らの創意工夫を活かした経営を展開できるよう、農地の円滑な利用集積や経営管理の合理化、その他農業経営基盤の強化を促進するための各種施策を総合的に講ずることとする。

具体的な経営の目標は、農業が職業として選択し得る魅力あるものとするため、農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり概ね400万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1,800～2,000時間）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が小清水町農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指すものとする。

この目標を達成するため、次のとおり取り組むこととする。

1) 農業の担い手の育成と確保

- ・ 国際化時代に対応した営農改善や地域づくりに意欲的に取り組み、高度な営農技術と経営管理能力を備えた、優れた担い手の育成・確保を図るため、農業協同組合、農業委員会、農業改良普及センター等が十分な連携の下で濃密な指導を行うため、小清水町地域農業再生協議会を設置し、本協議会が主体となって経営診断の実施、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下、「認定農業者」という。）への誘導及び法人化の推進等の支援活動を行うこととする。
- ・ 新規就農奨励制度の検討や、農業体験実習生の受け入れ、農業後継者配偶者対策などを積極的に推進する。
- ・ 意欲ある担い手に円滑な農地の利用集積を図ることとし、特に、小規模農家の経営安定のための規模拡大を積極的に推進する。
- ・ 経営のパートナーとしての女性や高齢者の経営や知識を生かした活動を支援する。

2) 農業基盤の整備

- ・ 農業は本町の基幹産業であるとともに、重要な観光資源、環境資源であり、国・道の各種事業を活用しながら、圃場整備や農道、かんがい排水施設整備、土壌改良など生産基盤の整備を

進め、優良農用地の保全を図る。

3) 農業経営の安定化・多角化の推進

- ・ 施肥量の見直し、栽培技術の向上などにより、一層のコスト低減を図り、収益性の高い農業の確立を目指す。
- ・ 観光と結びつけた経営の多角化の推進や、野菜類の作付を大幅に増やすなど、多様な農業経営の推進を図る。
- ・ 多様な経営体を側面的に支えるため、協業・分業による農作業を請け負うファームコントラクター制度の充実を図る。
- ・ 営農におけるコストの把握は勿論のこと、消費動向をも念頭に置いた経営を実践できる農家の育成を促進する。
- ・ 土づくりにはじまるクリーン農業の推進やゆう水など、実績を持つ本町の循環型農業への取り組みを広く内外へ情報発信し、「小清水ブランド」の知名度の向上を図る。

4) 環境と調和した農業の推進

- ・ ゆう水による家畜ふん尿及び澱粉廃液の処理を図り、農地還元など、畑作、畜産を含め全体として循環型のクリーン農業の確立を図る。
- ・ ゆう水の詳細な科学的分析を進め、データの開示を可能とする。
- ・ 耕種農地等で発生する野菜残渣やでん粉の搾り粕を飼料化し、牛の餌として畜産農家へ提供する新たなシステムの推進を図る。

5) 健康な土づくりの推進

- ・ ゆう水を活用した健康な土づくり（堆肥づくり）を奨励し、環境に配慮したクリーン農業を推進する。
- ・ 馬鈴しょ、てん菜、小麦の畑作3作のほか、豆類、野菜・緑肥作物等を組み入れた輪作体系の確立を奨励し、土壌病害虫の防除、地力の維持増進を図る。

6) 農村環境の整備

- ・ 道の駅「はなやか（葉菜野花）小清水」を活用して情報発信を行うことにより、クリーン農業（土づくり）や「小清水ブランド」の積極的なPRを図り、農業の活性化を図る。
- ・ 集落まわりの自然環境の保全を図るとともに、生活道路、農業集落施設・合同浄化槽の整備を促進し、魅力的な農村の価値観を創出する。
- ・ 現在92%となっている家畜の糞尿処理施設の整備率を100%にまで引き上げ、污水排出や臭気対策など地域の生活環境に十分に配慮した畜産経営を実現する。

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

第1に示した目標を達成しうる効率的かつ安定的な農業経営の指標として、小清水町内の優良な経営事例をもとに、現在開発されている技術によって実現可能な経営類型を例示すると次のとおりである。

〔個別経営体〕

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
1 畑 作 専 業 経 営 I 型	<作付面積等> ・澱原馬鈴しょ 9.0ha ・てん菜 11.0ha ・秋まき小麦 9.0ha ・春まき小麦 2.0ha ・大豆 2.0ha ・小豆 1.0ha ・にんじん 2.0ha ・緑肥作物 4.0ha	<機械施設装備> ・トラクター 70ps 1台 ・トラクター100ps 1台 ・ポテトプランター 1台 ・ポテトハーベスター 1台 ・ビートハーベスター 1台 ・ビート移植機 1台 ・グレンドリル 1台 ・スプレイヤー 1台 ・にんじん収穫機 1台 ・農用トラック 1台 ・コンバイン 共同 ・農舎（鉄骨） 1棟 ・育苗ハウス 1棟 <その他> ・緑肥を組入れた輪作 ・地力の維持増進	・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施 ・作目別原価の把握とコスト分析	・高性能機械の導入、共同利用による作業時間の短縮 ・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 <家族労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人
	経営面積計 40.0ha			
2 畑 作 専 業 経 営 II 型	<作付面積等> ・澱原馬鈴しょ 9.0ha ・てん菜 10.0ha ・秋まき小麦 8.0ha ・大豆 2.0ha ・にんじん 1.0ha	<機械施設装備> ・トラクター 70ps 1台 ・トラクター100ps 1台 ・ポテトプランター 1台 ・ポテトハーベスター 1台 ・ビートハーベスター 1台 ・ビート移植機 1台 ・グレンドリル 1台 ・スプレイヤー 1台 ・にんじん収穫機 1台 ・農用トラック 1台 ・コンバイン 共同 ・農舎（鉄骨） 1棟 ・育苗ハウス 1棟	・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施 ・作目別原価の把握とコスト分析	・高性能機械の導入、共同利用による作業時間の短縮 ・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 <家族労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人
	経営面積計 30.0ha			

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
3 畑 作 野 菜 複 合 経 営 Ⅰ 型	<作付面積等> ・澱原馬鈴しょ 8.0ha ・てん菜 9.0ha ・秋まき小麦 6.0ha ・大豆 2.0ha ・にんじん 2.0ha ・たまねぎ 2.0ha ・ごぼう 1.0ha	<機械施設装備> ・トラクター 70ps 1台 ・トラクター100ps 1台 ・ポテトプランター 1台 ・ポテトハーベスター 1台 ・ビートハーベスター 1台 ・ビート移植機 1台 ・グレンドリル 1台 ・スプレイヤー 1台 ・にんじん収穫機 1台 ・農用トラック 1台 ・コンバイン 共同 ・たまねぎ機械 共同 ・ごぼう機械 共同 ・農舎（鉄骨） 1棟 ・育苗ハウス 2棟	・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施 ・市場動向に対応した適確な計画的生産、販売 ・作目別原価の把握とコスト分析 ・作目間の労働調整	・高性能機械の導入、共同利用による作業時間の短縮 ・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 <家族労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人
	経営面積計 30.0ha			
4 畑 作 野 菜 経 営 Ⅱ 型	<作付面積等> ・澱原馬鈴しょ 4.0ha ・てん菜 6.0ha ・秋まき小麦 5.0ha ・にんじん 2.0ha ・たまねぎ 2.0ha ・ごぼう 1.0ha	<機械施設装備> ・トラクター 70ps 1台 ・トラクター100ps 1台 ・ポテトプランター 1台 ・ポテトハーベスター 1台 ・ビートハーベスター 1台 ・ビート移植機 1台 ・グレンドリル 1台 ・スプレイヤー 1台 ・にんじん収穫機 1台 ・農用トラック 1台 ・コンバイン 共同 ・たまねぎ機械 共同 ・ごぼう機械 共同 ・農舎（鉄骨） 1棟 ・育苗ハウス 2棟	・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施 ・市場動向に対応した適確な計画的生産、販売 ・作目別原価の把握とコスト分析 ・作目間の労働調整	・高性能機械の導入、共同利用による作業時間の短縮 ・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 <家族労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人
	経営面積計 20.0ha			

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
5 畑 作 肉 牛 複 合 経 営 型	<作付面積等> ・てん菜 5.0ha ・秋まき小麦 4.0ha ・春まき小麦 2.0ha ・食用馬鈴しょ 4.0ha	<機械施設装備> ・トラクター 80ps 1台 ・ポテトプランター 1台 ・ポテトハーベスター 1台 ・ビートハーベスター 1台 ・ビート移植機 1台 ・グレンドリル 1台 ・スプレイヤー 1台 ・農用トラック 1台 ・コンバイン 共同 ・農舎（鉄骨） 1棟 ・育苗ハウス 1棟 ・牛舎 1棟 ・堆肥舎 1棟	・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施 ・経営の多角化 ・作目別原価の把握とコスト分析	・農作業の共同化による作業時間の短縮 ・家族労働の作業別分担制の導入 ・臨時雇用の活用による省力化 <家族労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人 ・臨時雇用
	経営面積計 15.0ha <飼養頭数> ・肉用牛 70頭			
6 酪 農 畑 作 複 合 型	<作付面積等> ・てん菜 5.0ha ・牧草 15.0ha ・飼料作物 5.0ha	<機械施設装備> ・トラクター 80ps 1台 ・ビートハーベスター 1台 ・ビート移植機 1台 ・スプレイヤー 1台 ・フォーレージハーベスター 1台 ・モアコンディショナー 1台 ・農用トラック 1台 ・農舎（鉄骨） 1棟 ・育苗ハウス 1棟 ・牛舎 1棟 ・育成牛舎 1棟 ・堆肥舎 1棟 ・バンカーサイロ 1棟 ・敷料舎 1棟 ・搾乳設備 1式	・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施 ・作目別原価の把握とコスト分析 ・乳牛検定データの活用	・農作業の共同化による作業時間の短縮 ・酪農ヘルパー制度の活用による休日等の確保 ・家族労働の作業別分担制 <家族労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人 ・ヘルパー
	経営面積計 25.0ha <飼養頭数> ・経産牛 40頭 ・育成牛 33頭			

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
7 畑 作 養 豚 複 合 経 営 型	<作付面積等> ・てん菜 4.0ha ・秋まき小麦 3.0ha ・食用馬鈴しょ 2.0ha ・にんじん 2.0ha ・たまねぎ 3.0ha ・ごぼう 1.0ha	<機械施設装備> ・トラクター 70ps 1台 ・トラクター100ps 共同 ・ポテトプランター 共同 ・ポテトハーベスター 1台 ・ビートハーベスター 共同 ・ビート移植機 1台 ・スプレイヤー 1台 ・にんじん収穫機 1台 ・農用トラック 1台 ・コンバイン 共同 ・たまねぎ機械 共同 ・ごぼう機械 共同 ・農舎（鉄骨） 1棟 ・育苗ハウス 2棟 ・豚舎 1棟 ・堆肥舎 1棟	・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施 ・作目別原価の把握とコスト分析	・農作業の共同化による作業時間の短縮 ・家族労働の作業別分担制の導入 ・臨時雇用の活用による省力化 <家族労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人 ・臨時雇用
	経営面積計 15.0ha <飼養頭数> ・肥育豚 370頭 ・繁殖豚 19頭			
8 酪 農 専 業 経 営 型	<作付面積等> ・飼料作物 5.0ha ・牧草 25.0ha	<機械施設装備> ・トラクター 70ps 1台 ・トラクター100ps 1台 ・フォーレージハーベスター 1台 ・モーターコンディショナー 1台 ・ロールベアラ 1台 ・農用トラック 1台 ・タイヤショベル 1台 ・農舎（鉄骨） 1棟 ・牛舎 1棟 ・育成舎 1棟 ・堆肥舎 1棟 ・バンカーサイロ 1棟 ・敷料舎 1棟 ・搾乳設備 1式	・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施 ・飼養部門と飼料生産部門の原価の把握と分析 ・乳牛検定データの活用	・農作業の共同化による作業時間の短縮 ・酪農ヘルパー制度の活用による休日等の確保 ・家族労働の作業別分担制 <家族労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人 ・ヘルパー
	経営面積計 30.0ha <飼養頭数> ・経産牛 60頭 ・育成牛 50頭			

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
9 畑 作 専 業 経 営 コ ン ト ラ 利 用 型	<作付面積等> ・澱原馬鈴しょ 9.0ha ・てん菜 10.0ha ・秋まき小麦 8.0ha ・大豆 2.0ha ・にんじん 1.0ha 経営面積計 30.0ha	<機械施設装備> ・トラクター 70ps 1台 ・トラクター100ps 1台 ・ポテトプランター 1台 ・ポテトハーベスター 1台 ・ビートハーベスター 1台 ・ビート移植機 1台 ・グレンドリル 1台 ・スプレイヤー 1台 ・にんじん収穫機 1台 ・農用トラック 1台 ・コンバイン 共同 ・農舎（鉄骨） 1棟 ・育苗ハウス 1棟	・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施 ・作目別原価の把握とコスト分析	・高性能機械の導入、共同利用による作業時間の短縮 ・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 <家族労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集積に関する目標 その他農用地の利用関係の改善に関する目標

第2に例示するような効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用（農作業受委託を含む。）の集積についての目標シェアとして示すと、概ね次に掲げる程度である。

また、効率的かつ安定的な経営体における経営農地の面的集積の割合が高まるように努める。

*効率的かつ安定的な農業経営が小清水町における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が小清水町の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
9 9 %	

1 農用地の利用状況、営農活動の実態等の現状

小清水町における農地の認定農業者への集積はほぼ終了しており、遊休農地は発生していない。馬鈴しょ、てん菜、小麦が主力作物であり、これに豆類を加えた4品による輪作体系を推奨しているが、条件不利地においては輪作体系の確立が困難な農地もあり、連作障害発生防止の課題となっている。

2 今後の農地利用等の見通し

今後、農業従事者の高齢化や後継者不在による離農が増加すると、地域内での農地の集積が滞り、遊休農地の発生や経営農地の分散化が進むことが懸念される。主要課題である農地の引き受け手となる担い手の確保に積極的に取組み、円滑な農地の集積を促し、主力作物の生産維持を図っていく必要がある。

3 将来の農地利用のビジョン

認定農業者及び新規就農者の育成・確保を通じて、これらの者への農地の面的集積を実現させる。また、既に認定農業者である者については、法人化へ誘導する。

高齢化や経営の多角化により、多くの農作業の協業化や分業化が進むことが想定され、農作業受託体制の充実が必要とされる。

4 これを実現するための具体的な取組の内容

農協、農業改良普及センターと連携し、認定農業者制度の普及活動をすすめ、法人化に関する助言、説明会等の紹介を行う。また、新規就農者に対する研修機会の提供や、農業委員会より提供される農地情報の整備を図る。農作業受託体制の充実に向けて、農協等関係組織の調整・助言等を行う。

5 関係機関及び関係団体との連携等

農業委員会、農業改良普及センター、農協等の関係機関との連携を強化し、農業者はもとより、支援組織、協業経営体等地域が一体となって、課題解決に向けた取組を推進する。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項

農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的事項

小清水町は、北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、小清水町農業の地域特性を十分踏まえて、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地保有合理化事業の実施を促進する事業
- ③ 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ④ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ⑤ 委託を受けて行う農作業実施を促進する事業
- ⑥ 効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保を促進する事業
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、以下各個別事業ごとに述べる。

1. 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。
 - ア. 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農業生産法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。
 - （ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - （イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
 - （ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
 - （エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農業生産法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。
 - （オ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場

合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲り受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ. 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができることと認められること。

ウ. 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び 収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農業生産法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第3項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合、法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業を行う農地保有合理化法人又は同条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体並びに独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体若しくは独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 利用権の設定等を受けた場合において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農業生産法人、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体、農業協同組合、農業協同組合連合会その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）（以下、「政令」という。）第3条で定める者を除く。）は、次に掲げる要件の全てを備える場合、①の規定にかかわらず賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けることができるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農業生産法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農業生産法人に利用権の設定等を行

うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行い、かつ、これらの二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 小清水町は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地保有合理化法人を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の運用について」（平成5年8月2日付け5構改B第848号農林水産省構造改善局長通知。以下「運用通知」という。）別記様式第3号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 小清水町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
- ア 当該開発事業の実施が確実であること。
- イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
- ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定時期

- ① 小清水町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 小清水町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日に翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 小清水町農業委員会は、法第12条第1項の規定による認定農業者で利用権の設定を受けようとする者、又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、小清水町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 小清水町の全部又は一部をその事業実施地域とする農地利用集積円滑化事業団体は、その地域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②及び③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 小清水町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 小清水町は、(5)の②から④の規定による農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善団体、農業協同組合からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、小清水町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 小清水町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受けるものを定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウの事項について、小清水町はこれらを実行する能力があるかを確認した上で定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあつては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が（１）の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後３月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和５５年農林水産省令第３４号）（以下、「農林水産省令」という。）で定めるところにより、権利の設定等を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨
 - ウ 撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項（（オ）については必要に応じて定める）
 - （ア）農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - （イ）原状回復の費用の負担者
 - （ウ）原状回復がなされないときの損害賠償の取決め及び担保措置
 - （エ）貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
 - （オ）（ア）から（エ）のほか、撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

（８）同意

小清水町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、（７）の②に規定する土地ごとに（７）の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が５年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について２分の１を超える共有持分を有する者の同意が得ることで足りるものとする。

（９）公告

小清水町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は（５）の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及び

その農用地利用集積計画の内容のうち（７）の①から⑥までに掲げる事項を小清水町の掲示板への掲示により公告する。

（10）公告の効果

小清水町が（９）の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

（11）利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

（12）紛争の処理

小清水町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後に、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

（13）農用地利用集積計画の取消し等

① 小清水町の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、（９）の規定により公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた（１）の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 小清水町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア （９）の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の認定を受けた（１）の④の規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 小清水町は、②の規定による取消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を小清水町の掲示板への掲示により公告する。

④ 小清水町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとする。

2. 農地保有合理化事業の実施の促進に関する事項

- (1) 小清水町は、道内一円を区域として農地保有合理化事業を行う北海道農業開発公社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。
- (2) 小清水町、農業委員会、農協は、農地保有合理化法人が行う中間保有・再配分機能を生かした農地保有合理化事業を促進するため、農地保有合理化法人に対し、情報提供、事業の協力をを行うものとする。

3. 農地利用集積円滑化事業の実施に関する事項

- (1) 小清水町は、町全域を区域として農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同団体が行う事業の実施の促進を図る。
- (2) 小清水町、農業委員会、農業協同組合は、権利調整の委任代理・再分配機能を活かした農地利用集積円滑化事業を促進するため、農地利用集積円滑化団体に対し、情報提供、事業の協力をを行うものとする。

4. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

小清水町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助成するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域とするものとする。

ただし、特別な事情により、集落を単位とした区域を農用地利用改善事業の実施単位とすることが困難であると認められる場合にあつては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア. 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ. 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ. 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ. 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ. 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ. その他必要な事項
- ② 農用地利用規定においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2) に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは運用通知別記様式第6号の認定申請書を小清水町に提出して、農用地利用規程について小清水町の認定を受けることができる。
- ② 小清水町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア. 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ. 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ. (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ. 農用地利用規定が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 小清水町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を小清水町の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規程は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど、政令第5条に掲

げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項に定めるものとする。

ア. 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 小清水町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア. ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ. 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用規程の変更等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、(5)の①の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、小清水町の認定を受けるものとする。

ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、農林水産省令第21条の3で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業品として定めようとするとき又は農林水産省令第22条で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

② 認定団体は、①のただし書きの場合(同項ただし書きの農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。)は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を小清水町に届け出るものとする。

③ 小清水町は、認定団体が(5)の①の認定に係る農用地利用規程(①又は②の規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの)に従って農用地利用改善事業を行っていないことその他政令第7条で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

④ (5)の②及び(6)の③の規定は①の規定による変更の認定について、(5)の③の規定は①又は②の規定による変更の認定又は届出について準用する。

(8) 農用地利用改善団体の勸奨等

- ① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。
- ② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度が著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(9) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 小清水町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 小清水町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地保有合理化法人（北海道農業開発公社）等の指導、助言を求めてきたときは、小清水町地域農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

5. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けた行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

小清水町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に推進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア. 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ. 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ. 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ. 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ. 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定での移行の促進
- カ. 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の

設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんや農地利用集積円滑化団体との調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

6. 効率的・安定的な農業経営の育成・確保の促進に関する事項

国の新たな基本計画においては、食料自給率の向上を始めとする食料の安定供給や農業の持つ他面的機能を持続的に果たしていくことができるよう意欲ある全ての農業者が将来にわたって農業を継続していける再生産可能な農業経営基盤を構築するため「個別所得補償制度」を導入するとともに、消費者等のニーズに対応し経営の多角化・高度化に向け「農業・農村の6次産業化」を推進することにより大規模効率化を志向する農業者、規模が小さくとも特色ある経営を展開する農業者それぞれが創意工夫しながら農業・農村の活性化を図ることとした。

こうした状況を踏まえ、町、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センターや小清水町地域農業再生協議会など関係機関・団体が十分な連携を取った中で、次のような取組みを加速化する。

(1) 農用地の利用集積対象経営の認定農業者への誘導

農用地の利用集積対策における「市町村基本構想の水準到達者」については、速やかに農業経営改善計画の作成指導を行い、認定農業者へ誘導することとし、「今後育成すべき農業者」については、効率的かつ安定的な農業経営を目指す経営体として、経営改善指導を通じた計画的な経営改善の取組みを促し、認定農業者への誘導を促進する。

(2) 認定農業者に対する支援施策の活用促進

認定農業者が各種支援施策を効果的に活用しつつ、農業経営改善計画に沿った経営改善の取組みを円滑に進めることができるよう、積極的に情報提供を行うとともに、必要な支援策を講ずる。

(3) 農業経営の法人化の推進

効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保を進め、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが求められている中で、農業経営の法人化は、経営管理能力・資金調達力の向上、就業条件の整備による優れた人材の確保など、多くのメリットが期待されることから、今後とも農業経営の法人化を積極的に推進する。

(4) 新規就農の促進

農家戸数の減少や農業従事者の高齢化の進行は、地域社会の活力の低下をもたらすことが懸念されることから、新規就農者の確保を円滑に進めるために、関係機関とも連携を保ち、

相談機能の充実を図る。

(5) 地域支援システムの充実

「新規就農者」や「高齢農家」など多様な経営体を支えるヘルパー組織やコントラクター制度の充実を図る。

7. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

小清水町は、1～6に掲げた事項の推進にあたっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施設との連携に配慮するものとする。

ア. 道営小清水地区畑地帯総合土地改良事業（H22～H27）などによる農業生産基盤整備事業を通じて、主に畑地かんがいや土層改良による畑作物の安定生産や作業条件の向上等を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指すための条件整備を図る。

イ. 農山漁村活性化プロジェクト交付金事業（H21～H24）への積極的な取り組みによって、農畜産物の産地形成のための共同利用施設の整備、営農集団用機械の導入及び新技術・新品種の導入実証などを推進し、農業生産力の維持・向上やコストの低減・品質の向上を図り、もって農村の活性化と健全な発展、望ましい農業経営の育成を推進する。

ウ. 酪農・畜産においては、各種補助事業の導入を図り、生産性の向上及び家畜排せつ物の適正処理等を促進し、効率的かつ安定的な酪農・畜産経営の育成に資する。

エ. 地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるよう配慮するものとする。

(2) 推進体制等

小清水町は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、農用地利用改善団体、農地利用集積円滑化団体、その他関係機関・団体等と十分な連携をとりながら、農業経営基盤強化の促進方策について検討することとし、その結果を踏まえて、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の実現に向けて、各関係機関・団体が行うべき対応を明確化し、それぞれの役割に応じた取組みを展開する。

第5 農地利用集積円滑化事業に関する次に掲げる事項

1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

本町においては、これまで離農者から担い手への農地の集積が図られ、農業生産力が維持されてきたところであるが、経営農地が分散していることにより作業負担が増大し、担い手のさらなる大規模化が阻害されている傾向にある。また、今後10年で高齢化による離農が急速に進行し、農地が大量に供給されることが予測されているところである。

このような状況の中で、将来にわたって農地を有効活用し、地域農業を維持・発展させるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化を図ることによって農地の引受能力を

高め、さらなる経営改善を目指していくことが何よりも重要な課題となっている。

農地利用集積円滑化事業は、こうした課題を的確に解決しうる者、具体的には、①従来より担い手の育成・確保、担い手への農地の利用集積を促進する取組を行っている、②地域農業とりわけ担い手に関する情報や農地の需給情報に精通している、③農地の出し手や受け手と的確にコミュニケーションを図れる、等の条件を満たす者が実施するものとする。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

- ① 小清水町における農地利用集積円滑化事業は、小清水町全域を対象として行うことを基本とする。
- ② 小清水町を区分して農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、土地の利用条件、農業者の農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況等を考慮し、字単位とするなど、担い手への農地の面的集積が効率的かつ安定的に図られる、一定のまとまりのある区域を定めるものとする。
- ③ 複数の農地利用集積円滑化団体が、農地利用集積円滑化事業を実施する場合には、特定の農地利用集積円滑化団体が優良農地の区域のみで事業を行う等により事業実施地域が偏ることがないように、小清水町が事業実施地域の調整を行うこととする。

3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

(1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。

- ① 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項
 - ア 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地等の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項
 - イ アの委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項
 - ウ その他農地保有者代理事業の実施方法に関する事項
- ② 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項
 - ア 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項
 - イ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項
 - ウ 農用地等の管理に関する事項
 - エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項
- ③ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項
- ④ 事業実施地域に関する事項
- ⑤ 事業実施が重複するその他の農地利用集積円滑化団体並びに農地保有合理化法人、北海道農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項
- ⑥ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法に関する事項

(2) 農地利用集積円滑化事業規程の承認

- ① 法第4条第3項各号に掲げる者(市町村を除く。)は、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、農林水産省令第12条の10に基づき、小清水町に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、小清水町から承認を受けるものとする。
- ② 小清水町は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、①の承認をするものとする。
 - ア 基本構想に適合するものであること。
 - イ 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。
 - ウ 認定農業者が認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。
 - エ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。
 - (ア) 農用地の利用関係の調整を適確に行うための要員を有していること。
 - (イ) 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。
 - (ウ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を適確に図るための基準を有していること。
 - オ 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地保有合理化法人、北海道農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。
 - カ 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、農林水産省令第10条第2号イからニまでに掲げるものであること。
 - キ 農林水産省令第10条第2号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。
- ③ 小清水町は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について①の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。
- ④ 小清水町は、①の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を小清水町の広報等への記載により公告する。
- ⑤ ①から④までの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について準用する。
- ⑥ ③及び④の規定は、農地利用集積円滑化事業の廃止の承認について準用する。

(3) 農地利用集積円滑化事業規程の取消し等

- ① 小清水町は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせるものとする。
- ② 小清水町は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。
- ③ 小清水町は、農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事業に該当するときは、(2)の①の規定による承認を取り消すことができる。
 - ア 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又は同項第2号に掲げる者（農地売買等事業を行っている場合にあつては、当該農業協同組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人）でなくなったとき。
 - イ 農地利用集積円滑化団体が①の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - ウ 農地利用集積円滑化団体が②の規定による命令に違反したとき。
- ④ 小清水町は、③の規定により承認を取り消したときは、遅滞なく、その旨を小清水町の広報への記載により公告する。

(4) 小清水町による農地利用集積円滑化事業規程の策定

- ① 小清水町は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規程を定め、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行うことができるものとする。
- ② 小清水町は①の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、小清水町長は、当該農地利用集積円滑化事業規程を2週間公衆の縦覧に供するものとする。この場合、あらかじめ縦覧の開始の日、場所及び時間を公告するものとする。
- ③ ①に規定する農地利用集積円滑化事業規程は、(2)の②に掲げる要件に該当するものとする。
- ④ 小清水町は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。
- ⑤ 小清水町は、農地利用集積円滑化事業規程を定めたときは、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規程で定めた農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を小清水町の広報等への記載により公告する。
- ⑥ ④及び⑤の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。

(5) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方

農業経営の改善に意欲的な経営体を集積の相手方とするが、当該経営体のうち、経営農地の立地状況を勘案して、集積対象となる農用地を最も有効に活用することのできる者を優先する。

(6) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

- ① 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することはできない。
- ② 農地所有者代理事業を実施する場合には、「農地法等の一部を改正する法律による農業経営基盤強化促進法の一部改正について」（平成21年12月11日付け21経営第4531号経営局長通知）第1の2の（6）のアの（ウ）に定める契約書例を参考に契約書を作成し、農用地等の貸付け等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結するものとする。
- ③ 前項の委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。
 - ア 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めるものとする。
 - イ 所有権の移転をする場合の対価、賃借権を設定する場合の賃借権の存続期間及び借賃並びに農業経営又は農作業の委託をする場合の当該委託の存続期間及び委託料金については、農用地等の所有者が申し出た内容を基に農地利用集積円滑化団体が委任契約に基づいて交渉する貸付け等の相手方と協議し、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出た内容と異なる場合には、農用地等の所有者の同意を得る旨の定めをすることが望ましい。
 - ウ 受任した農用地等の貸付け等の相手方が替わっても、当該農用地等の所有者に代理して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、委任契約の期間はできる限り長期とすることが望ましい。
- ④ 農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込を受けた場合は、正当な事由がなければ委任契約の締結を拒んではならない。
- ⑤ 農地利用集積円滑化団体が、農用地等の保全のための管理を行う事業を実施する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとする。

この場合、当該団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者に再委託しても差し支えない。

（7）売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準

- ① 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が売買する農用地等の価格については、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定めるものとする。
- ② 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が貸借する農用地等の借賃については、農業委員会が提供している実勢の借賃に関する情報を十分考慮して定めるものとする。

（8）研修等事業の実施に当たっての留意事項

- ① 農地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の実施研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常管理耕作の範囲を超えて、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとする。
- ② 研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じおおむね5

年以内とする。ただし、農地利用集積円滑化団体が借り入れた農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借入れの存続期間内とする。

- ③ 研修等事業の実施に当たって、当該団体は、農業改良普及センター、農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得することができるように努めるものとする。

(9) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

農地利用集積円滑化団体は、多数の農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事業を活用できるよう、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター等の関係機関及び関係団体と連携して、農用地等の所有者、経営体に対し、農地利用集積円滑化事業のパンフレットの配布、説明会の開催等を通じた普及啓発活動に努める。

附 則

1. この基本構想は、平成18年 4月 1日から施行する。
2. この基本構想は、平成22年 5月 6日から施行する。
3. この基本構想は、平成24年 4月 5日から施行する。

別紙1（第4の1（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）農業協同組合等（農地法施工令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること

（2）農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること

（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること

別紙2（第4の1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用賃借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1. 存続期間は、1年、3年、5年とする。ただし利用権を設定する農用地において、1年、3年、5年とすることが相当でないと認められる場合その他特別の事情があると認められる場合には異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1. 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4. 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借賃は、それを金が記に換算した額が、上記1から3のまでの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもの定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産省事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。</p>	<p>1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2. 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3. 借賃を金銭以外のもの定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し、民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合、その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し、名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が、当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増加額について、当該利用権の当事者間で協議が整わない場合は、当事者の双方の申出に基づき小清水町が認定した額をその費やした金額又は増加額とする旨を定めるものとする。</p>

II 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1. 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営の受託に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2. 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「貸貸人」とあるのは、「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

III 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払い方法	③ 所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に批准して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転する。</p> <p>ただし、農用地利用集積計画に定めた対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないうときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p> <p>なお、農業者年金基金又は農地保有合理化法人が所有権の移転を行う場合の取り扱いについては、それぞれの定めるところによるものとする。</p>